

# 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業について

## 【 お知らせ 】

福祉・介護職員等処遇改善加算を取得し、かつ、障がい福祉現場における生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助する「障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業」を、令和7年度に実施します。

### 1 対象事業所

- ・青森県内（青森市、八戸市含む）の障害福祉サービス事業所等  
※計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は対象外
- ・補助要件等については、国の実施要綱等を確認してください。  
⇒ 国の実施要綱等は県HPに掲載しています。

### 2 スケジュール等

- ・補助要件を満たす事業所で、申請を希望する場合は、交付申請に先立って、国の実施要綱に定める「障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助金計画書」を、県へ提出する必要があります。
  - ・計画書の提出期間は、令和7年4月1日（火）から4月15日（火）までです。
- ※交付申請手続きについては、計画書の審査後、別途お知らせします。

【県ホームページ「障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業」】

(URL) [https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/zinzaikakuho\\_syokubakaizenhojo.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/zinzaikakuho_syokubakaizenhojo.html)

【問い合わせ先】

厚生労働省コールセンター      電話：050-3733-0230      受付時間：9:00～18:00（土日含む）

【○障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名: 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

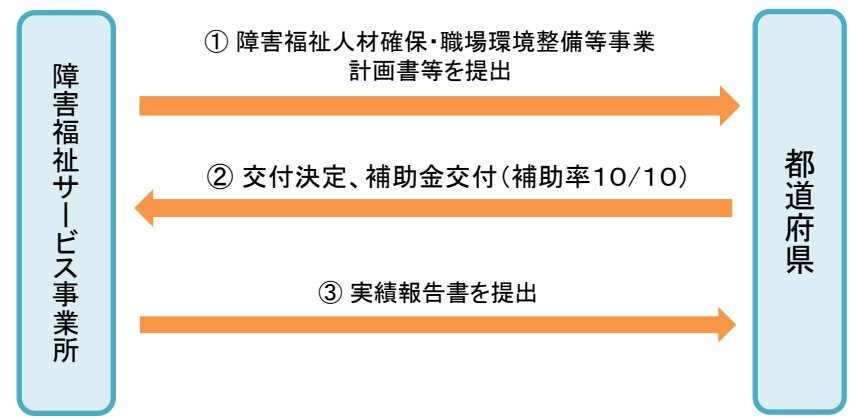
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。  
 ※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。  
 ※2 間接支援業務に従事する者を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など  
 ※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 支給対象
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所
  - (2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所
- <取組>  
 福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。 0

# 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり54,000円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> </ul>	12.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援A型</li> <li>・ 就労継続支援B型</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 自立生活援助</li> </ul>	5.5%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護</li> </ul>	7.2%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同生活援助(介護サービス包括型)</li> <li>・ 共同生活援助(日中サービス支援型)</li> <li>・ 共同生活援助(外部サービス利用型)</li> </ul>	9.4%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設入所支援</li> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 療養介護</li> </ul>	13.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 医療型児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 居宅訪問型児童発達支援</li> <li>・ 保育所等訪問支援</li> </ul>	9.6%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練(機能訓練)</li> <li>・ 自立訓練(生活訓練)</li> </ul>	7.9%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉型障害児入所施設</li> <li>・ 医療型障害児入所施設</li> </ul>	16.6%

※ 地域相談支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

障害福祉サービス等事業所の皆さま、障害福祉現場で働く皆さまへ

## 「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」のご案内

## Q1. どのような補助金なの？

A1. 福祉・介護職員の賃上げ等を目的とする補助金です。

- 障害福祉サービス等事業所に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、**全額を福祉・介護職員等の人件費(一時金等)の引上げ又は職場環境改善(間接支援業務に従事する者を募集するための経費、研修費等)に使うことを要件とした補助金を創設**します。

## Q2. 補助金の額はどのように定められるの？

A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。算定式の「加算減算」には、福祉・介護職員処遇改善加算分等が含まれます。

$$\text{基準月の総報酬} \times \text{交付率} = \text{補助額}$$

( {基本報酬+加算減算} × 1単位の単価)

- 基準月は、**原則として令和6年12月**ですが、他の平常月と比較して著しく低いなどの場合、事業所の判断により、**令和7年1月、2月又は3月の任意の月**を対象月とすることができます。
- これにより、**標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり5万4千円相当の補助金**が交付されます。
- ※ このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況、補助金の使途などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、**一律で5万4千円の人件費の引き上げを行うものではありません。**

## Q3. 補助金の申請手続きは？

A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。  
※ 障害福祉サービス等報酬関係で政令指定都市・中核市に届出を行う事業者も、**この補助金の申請先は都道府県**です。
- 福祉・介護職員等処遇改善加算の申請様式と一体化した様式を用いて申請様式の記入をすることはできますが、**補助金の申請先は都道府県であり、処遇改善加算の申請先が指定権者**ですので、**それぞれ提出が必要**です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。**計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成**してください。
- 補助期間終了後、事業者は**都道府県に実績報告書を提出する**必要があります。(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)
- 今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、各都道府県から行われます。

処遇改善加算 → 都道府県等(指定権者)に届出  
 今回の補助金 → 都道府県に届出